

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部大磯町世代交流センターさざんか荘運営委員会の項の次に次のように加える。

大磯町子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画策定等について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	14人以内
--------------	--	-------

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表世代交流センターさざんか荘運営委員会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額6,500円	同上
-------------	----------	----

平成25年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄